

## 役員選挙規程

(総則)

第 1 条 この規程は、社団法人日本医療社会事業協会定款施行規則（以下、施行規則という。）第 13 条の規定に基づき、定款第 12 条第 3 項に定める役員の選出に関することを定めます。

(理事の選挙区)

第 2 条 正会員を被選挙人とする理事選挙の選挙区は、次のとおりです。

- 1) 北海道選挙区  
(北海道)
- 2) 東北・関東選挙区  
(青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島・栃木・群馬・埼玉・茨城・千葉)
- 3) 東京・神奈川選挙区  
(東京・神奈川)
- 4) 北信越・東海選挙区  
(長野・新潟・富山・石川・福井・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重)
- 5) 近畿選挙区  
(滋賀・京都・奈良・大阪・和歌山・兵庫)
- 6) 中国・四国・九州・沖縄選挙区  
(岡山・広島・山口・島根・鳥取・香川・愛媛・高知・徳島・福岡・大分・宮崎・熊本・長崎・佐賀・鹿児島・沖縄)

(監事の選挙区)

第 3 条 正会員を被選挙人とする監事選挙の選挙区は、全国を一選挙区とする全国区とします。

(選出理事定数)

第 4 条 正会員を被選挙人とする理事選挙の選出理事定数は、理事会において選挙を実施する前年の 12 月 1 日現在の正会員数を基礎数として、定款第 12 条に基づき会員外理事数を勘案して選出理事定数を定めます。

- 2 選挙区ごとの選出理事数は、前項の基礎数を選出理事定数で除したものを基本数として、各選挙区ごとにこの基本数につき 1 名の理事数を加算した理事数を配算します。
- 3 前項の算出により、各選挙区に残余の会員数が生じたときは、選出理事定数に至るまで残余の基礎数が多い選挙区順に 1 名を加算します。
- 4 前項の算出により、各選挙区における残余の会員数に同数の選挙区が生じ選出理事定数を超えるときは、常任理事会において理事数を加算する選挙区を決定します。

(選出監事定数)

第 5 条 正会員を被選挙人とする監事選挙の選出監事理事定数は、理事会において定款第 12 条に基づき、会員外監事数を勘案して選出監事定数を定めます。

(選挙の告示)

第 6 条 選挙の告示は、定款第 14 条に定める任期の満了する年の 1 月に行います。なお、告示の日は選挙管理委員会で決定します。

(立候補の届出)

第 7 条 理事または監事の選挙に立候補する者は、告示の日から 14 日以内に理事選挙立候補届（様式第 1 号）または監事選挙立候補届（様式第 2 号）を、選挙管理委員会委員長へ所定の方法により届け出ることが必要です。

- 2 立候補の届出を辞退する場合は、立候補辞退届書（様式第 5 号）を選挙管理委員会委員長へ届け出ることが必要です。

(立候補届の受理)

第 8 条 選挙管理委員会委員長は、前条に規定する立候補届を受理するときは、定款の規定に基づき正会員資格および会費の納入を確認し受理します。

(立候補者の発表)

第 9 条 選挙管理委員会委員長は、前条に規定する立候補届を受理したときは、選挙区別および立候補届出順に整理し、立候補者名簿を作成し発表します。

(選挙の投票)

第 10 条 理事選挙の投票は、前条の立候補名簿に基づき、各選挙区ごとの選出理事定数を超える立候補者数があつた選挙区について実施します。

2 前項の選挙の投票において、各選挙区ごとの立候補者数がその選挙区の選出理事定数と同数あるいはその選挙区の選出理事定数を下回る場合は、選挙の投票を実施せず無投票当選とします。

3 監事選挙の投票は、前 2 項の規定を準用します。

4 第 1 項の理事選挙の投票は、各選挙区における選出理事の定数内連記式とします。

(投票方法)

第 11 条 前条の投票の方法は、第 9 条に定める立候補者名簿者について、投票用紙(様式第 3 号)に指定した方法により意思表示を投票用紙に記載し、指定日付の消印のあるものを有効とする郵便投票方式により実施します。

(当 選)

第 12 条 正会員を被選挙人とする理事選挙および監事選挙の当選者は、選挙区における有効投票の最多数を得た者から、順次選挙区における選出理事および選出監事の定数分の当選者を決定します。

2 前項の規定において、当選者を決定するに当たり得票数が同数の場合は、選挙管理委員会において選挙管理委員会委員長が抽選により決定します。

3 選挙管理委員会委員長は、第 10 条第 2 項および第 12 条の規定に基づき当選を決定した理事および監事に対し、当選証書(様式第 4 号)を交付します。

4 第 10 条および第 12 条の規定に基づき当選の決定をした後、定款第 12 条の規定により総会で選任されるまでに当選した役員を辞退するときは、役員当選辞退届書(様式第 6 号)を会長に届け出ることが必要です。

(補欠選挙)

第 13 条 この規程にもとづく役員選挙により最低選出定数を満たさなかつた場合、および施行規則第 16 条に基づく補欠選挙は、欠員を生じた選挙区を対象にこの規程に基づく通常選挙に準じて実施します。

(変 更)

第 14 条 この規程の変更は、理事会の議決を必要とします。

附 則

1. この規程は、2002年10月 6日制定し、同日から施行します。

2. この規程は、2003年 2月16日一部を改正し、同日から施行します。

3. この規程は、2005年 2月 6日一部を改正し、同日から施行します。